

2 介護保険被保険者証の交付等

被保険者証(介護保険被保険者証)は大切に保管しましょう!

65歳以上の方は
(第1号被保険者)



被保険者証は、みなさんに交付します。
新たに65歳になった方へ、誕生日をむかえた月の月末までに被保険者証を発送いたします。

40歳以上65歳未満の方は
(第2号被保険者)



要介護・要支援と認定された方や、被保険者証の交付申請をした方に交付します。

**被保険者証は
こんなときに
必要です**

- 要介護認定の申請をするとき
- ケアプラン(介護サービス計画)の作成を依頼するとき
- 介護サービスを利用するとき

介護保険被保険者証	
番 号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
被 保 険 者 証 住 所	753-0001 山口市 亀山町 1-2
氏 名	山 口 ほたる
生 年 月 日	昭和 6 年 2 月 6 日
交付年月日	令和 元 年 6 月 12 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 5 2 0 3 9 山口市 TEL. (083) 634-2765

届出(被保険者証の変更)が必要な場合

以下のようなときは必ず**14日以内**に届出をしてください。

- 他の市町村から転入したとき
- 他市町村に転出するとき
- 市内で住所が変わったとき
- 氏名が変わったとき
- 被保険者が死亡したとき

再交付が必要な場合

破損や紛失により被保険者証の再交付が必要な場合は、申請により被保険者証の再交付ができます。

ここが知りたい 介護保険!!

Q. 特定疾病とは、どんな病気ですか?

A. 医学的に加齢による心身の変化に起因すると考えられる以下の16種類が定められています。

- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症